契約手続きのお願い

送付日:2024年05月25日

日本社宅サービス株式会社

〒336-0027

埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1

※お問い合わせの際は、下記「斡旋依頼ID」をお伝えください。

送付先				発信元			
会社名	: (株)ハウスメ	イトショップ	錦糸町店		日本社宅サー	-ビス株式会社	
			Parabasia na Transporto de la constitución de la co	部署名:	オペレーション第	10 チーム	
受取人:		坂口	撩	担当:	久保志穂 尨		
TEL:	03-5669-71	23		TEL:	03-4334-4526		
FAX:	03-3635-93	93		FAX:	03-3868-0458		
	***************************************			Email:	op65@syataku.co,	jp	
 件名	斡旋依頼ID	4980	38 の件	SNT社員ID	274373	 契約手続きシステム	利用單
 この度は	 、下記社員様の	 の住居をごえ	央定頂きまして	て、誠に有難さ	うございます。		
借主法	5人名:						
入居社	 t員名:	k)	様				
(手数で	 ゔすが、下記:	書類を	— 5月31日	までに※F	AX(メール)でご	返信ください。	

24-05-28;14:56

※弊社加盟店様は可能な限りKTシステムをご利用ください。

【送付頂きたい書類】

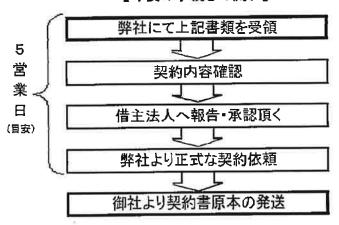
※よろしければ、本FAX送付状を再利用して返送してください。↓

No.	必要書類	備考	返送時ご使用	下さい
1)	新規契約 決裁申請書		1	部
2)	ご確認書		/	部
3)	募集図面		1	部
4)	重要事項説明書 契約書	※内容を記載したもの	(部
5)	その他署名・捺印が必要な書類	※覚書・紛争防止条例等	2	部
6)	請求書 ※適格請求書発行事業者様は遊	整格請求書をご提出ください	27	部

【今後の手続きの流れ】

【担当より】

どうぞよろしくお願いいたします。



※水害ハザードマップに基づく水害エリアについての説明を社員様へ行うようお願いいたします。

ご確認書

SUNNEXTA

日本社宅サービス株式会社

斡旋依頼ID: 498038

担当: 久保志穂

この度の下記物件の賃貸借契約の手続きにあたり、確認をお願いします。

	物件名	デュートミール 板橋	∜₀₹ 号室	
	契約者	1	入居者 5 様	ŧ
No.		確認事項 (該当項目にチ	チェック下さい) 備考欄	
t	転貸借契約	貸主が、転貸借契約(サブリース)となることをご承諾いただいてますか。 ※詳細は、別添参照。 KT使用の場合は、WEB参照。	(はし)・これから説明	
2	連帯保証人	連帯保証人を立てずに契約は可能ですか。	有)不可(社員樣了承済)	
3	火災保険	借家人賠償保険は包括保険に加入済。※個人賠償・家財保 険は、NECグループ保険を推奨(個人契約にて加入)	ない・いいえ	
4	鍵引渡条件	契約書の取交しが契約開始日に間に合わない場合、契約金 着金確認で契約開始日以降は鍵の引渡しが可能ですか。	(河 • 不可(契約書必須)	
5	賃料振込日	毎月の賃料振込み期日は、「前月 <u>末日まで</u> に支払う」でよろ しいですか。	何・不可(日まで)	
6	鍵交換費用	借主負担の鍵交換は必要ですか(紛失時は除く)。必要な場合、入居時/退去時どちらのタイミングですか。	不要・要(人居時)・要(退去時)	
7	解約違約金	解約進約金(短期間、期間内、冬季など)はありますか。	無し - 有り	
8	解約違約金	No7で「有り」の場合は、発生条件と費用を教えてください。	条件() 費用()	
9	更新条件①	更新時、書類(契約書や覚書)の締結及び費用の支払いは 必要ですか。	書類締結: 不要 · 必要 費用支払: 不要 ・ 必要	
10	更新条件②	No9で「費用の支払いが必要」な場合は、名目と費用を教えてください	更新料(/ ヶ月/円) 事務手数料(ヶ月/円)	
11	解約時賃料	解約時の賃料計算方法を教えてください	日割・半月割・月割	
12	敷引•償却①	解約時に敷金(保証金)より差し引かれる敷引・償却は有りま すか	無し・有り	
13	敷引・償却②	Na.12で「有り」の場合、故意過失を除く、原状回復費用を含みますか?	含む・含まない(礼金扱い)	
14	入居者説明	生活に影響が出る項目(大規模修繕/残置物/禁煙、水害エリアについて)は事前に社員様へ説明をお願いします。	説明斉・これから説明	
15	登記	差押などの借主に不利な登記はされていませんか(抵当権・ 根抵当権は問題なし)	されていない・されている	
16	通勤時間	通動時間を教えてください。	(37)分	
17	ペット飼育	【ペット飼育がある場合のみ】飼育に伴い、契約条件の変更はありますか。(契約金、賃料UP等)	飼育: (無) ・ 有り 条件変更: 無し ・ 有り	
18	設備	家具・家電付物件ですか。	家具家電無し・家具家電付き	
19	契約条文①	契約書に「甲乙共に反社会的勢力ではない確約」「反社会的勢力に該当した場合は即時解約可能」の旨記載ください。	OK 約数/5条 放於三年).
20	契約条文②	契約書に「本物件の入居者はNECグループの社員(社員 (名)及びその家族とする」と追記をお願いします。	OK - 不可(但し、内容は貸主了 承済み)	
_				_

基A:487		
NECファシリティーズ株式会社	御口	Þ
新規	契約	決裁申請書

決裁	SNT2次チェック SNT担当
	1
	1 1

		新規	契約 決裁申請	書				<u> </u>
所	属会社	1	;}	200-				
汁	員番号		入居者名	37	<u>.</u>	様入居者名	カナ	= > -
*	<u>太枠内は、</u> (フリカナ) 物件名		会社・貸主様にて記 と ド ミー / レ オ	- Carlon	します。	築年月	西暦 /9ょみ	年 7月 ¥08
物件	構造 契約期間 契約金及	引 (西暦) 2025 敷金/保証金 び 宝倭	本造 軽量鉄骨造 ぞ 年 〈月/午 E	京都板の他() 日~(西暦) 日本金/権利金 日共登/管理費	格区 板板 間取 1 2016年	/ ok - 6月/3日	面積 契約穫別 → / 償却	30,2% ㎡ 普通 ヶ月・円 い □補修費含む
内容	月額賃料 更新条件 解約予告 遅約金の有 特約事項	字 (水)	a:秋込 F 助更新(3		円 月合は、下記欄へチュ / ヶ月・円 更 : 口半月割計算	額計	7 _{0,006} 円 す。 ヶ月·円))
入原	居予定日	(西暦) 2019	年6月1月	日 契約	金振込日	(mark		月6日
		1	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	円円 円円円円円円円板 対数 対数 対数 対数 対数 対数 対数 対	管理会社 住所 TEL 記については、 仲介会社 住所 TEL 記については、(東京か 4代 所有者ではなく賃貸 株式を行ったスト 東京都 生息 の3-5992-36。 更新・解約の際の 株式をたったスト 東新・解約の際の 株式をたったスト 中介手数料の受領が ないよう。 当り No	FAX 借契約上の「貸主」 (パーマネジックト) 日本 アンス アンス	をご記入下さい。 東京支房 1-8 6P (3-5376-3060 をご記入下さい。 をご記入下さい。 をご記入下さい。 をご記入下さい。 は、信組・農協 ・出張所
使用欄 記	優ロ礼金・ 週ロフリー内 月容 ロ家	敷引き・保証金引き レント 日〜 月 :賃のみ □ 月報 逐遇金額合計	日 旗計(家賃以外含	所 家賃送金 S	(<i>酒</i>)・ プリガナ 名義	・ v f 7 ・ 内 池 集 当) No も) No	銀行・信金 文形 /965 325	会・信組・農協会・出張所
社記入者		式会社 NTXX(N T 記載特約	卜 内容			

備考

重要事項說明書(賃貸借)

Ш

町

#

ا انچ **下記の不動産について、免地連進物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明数にます。 にの兄者は重要ですので十分過程されるよごにお願い致します。**

媒介·代理 化降取引士 路 铁 带 与 話者号政令使用人 Œ 믑 主たる事務所 東京都豊島区西池袋17目16-1 商 号 株式会社ハウスメイショップ 代 養 者 代表記締役 井岡 豊 取 扱 店 東京都墨田区江東権47目 26-9 VORT编条时駅前1F 散引 縣 集 (媒分-代理 免 許 著 号 国土交通大臣(4)第7558号 免許年月日 2022年08月20日 店長 山下 裕司 03-5669~7123 船糸町店 #話書号政令使用人 名赚取引士 餐袋番号

如	茶	アコードミート複雑	・小板桶					都壓著号	静	408	車有面積	30.24m
死	在施	東京都板橋	区板橋	打耳	TB28-8	8					E E	1DK
靈	概	ケンション										
-	坝	RC	794		西班	炒屋 根	袋	•		*		無經 9
松	年月日		1968 \$	#	07 月	8	Ш	Œ	蝦	開業		

 首 体 所 東京都子代田区省土見17目6-1

 車 底 名 三粒テク/ロジーズ株式会社

 車 株才会社、カフェントズート・エア 田上が浦上田の第906号

事業所名 株式会社・ウスメイトイートナーズ 国土交通大臣(2)第295号 事業所名 業務委託先 株式会社・ウスメイトマネジズント 東京支店 国土交通大臣(2)第332号 所在地 東京都養島区西池投1丁目22-8 池袋千歳ピル6F 電路番号 03-65番集所名
事業所名 茶 種配養 所在地 東 の先 事業所名

泵	£	2024年	6 月	14 日から	2026年	06 A	13 日まで
BK	推	可 (英新	料として新	(英新料として新家質の1ヶ月を支払う)	(支払う)		

宅地建物取引素法改正に伴い、宅地建物取引票者および宅地建物取引士の印を省略することがこざいます。 1/2

1		7	論物の設備の状況	の状況	
**	(声別指集)			器	2 エアコン
ガス	参 市			i i	放付:可
無米	公营				※引込工事費がかかる場合があります。
キッチン ガス	ガス	歌	湯 給湯器	;	CATV
無然	灰	ーロキル	仲	-	負担金:無
トイレ抹水	トイレ排水 本下水(直放)	バス・トイレ別者	別警		
光面台	極	胚層 紫	独立院面所		

・貸主が指主に対して解約の申し入れをした後8ヶ月を毎過したとき、又、借主が貸主に対して解約の申し入れをした後1ヶ月を超過したとき、又、借主の解約子告、又は更新をしない皆の申し入れから明凌し日まで1ヶ月に確たない場合でわっても、借養路債業の予定・連約金に 事定・連約金に関する事項・共益責等の支払を遵延したときは、選延金額につき年約14.6%の損害賠償金を支払うこ 関する事項 ・保証・成については、貸主と借主間の賃貸借契約書「禁止・制限等項」「契約の解除」参照。
--

	保証協会	東京都平代田区岩本町2丁目6-3
		(公社)全国宅地趋免取引案保証協会
供託所に	同上地方本部	東京都千代田区富士見2丁目2一4
関する説明		(公社)全国宅地整物取引英保証協会 東京本師
	供配所	東京都千代田区九段南1丁目1—15
		其京往改局

有(別紙参照)

造成宅地防災区域内が否か	防災医療外
土砂災害害戒区域内か否か	警戒区域外
李波災害署戒区域内か否か	攀成区域外
集物について、石綿(アスペスト)使用の調査結果の記録の有無	#
種物について、耐震診断の調査結果の有無 (昭和58年5月31日以前に新築され登記された建物が対象)	非対象物件です
連物について、建物状況調査の実施の有無(1年以内)	#
友払金、預かり金の保全措置	保全措置は捌じません
法令上の制限	
建物鐵路の工業完了時における形状構造等(未完成物件の場合)別級参照	別紙参照
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Direct do see

借質及び借質以外に授受される金銭

家賞 仲小科 健代 アリーニング費用	用000187	(#37)
ででしまり、		(税込)
田歌 グンニー	月090,09	
トニング隊用	27,500F3	(祝込)
	58,300円	(税込)
	2 4 4	
	-	
•		
A STATE OF THE STA		
and the second		

蚺 有 6 ψ

584-515-56375-1229117

ν̈́

・本物件に抵当権が設定発配されている場合、借主は、その抵当権実行後、競売になり買受人から財政を求められ たときは、6ヶ月までの間に明け渡さなければなりません。なお、この場合には、貸主に預けた敷金についての ・動物・ヘット等の飼育不可・ピアノ等楽器類の特込、資表不可、賃貸借契約書条項厳守

精算も實受人には求めることができません。

・貸主が自己のために貸主代理人に与えた代理権の範囲は、①本契約の締結印押印 ②契約金等の授受であり、物 体(空物物限)· 無 ・本物体における大金へゲードトップの有無

・借主が法人の場合は、貸主と借主間の賃貸格契約事 頭書記載の入居者とその家族一代限りとし、入居者の入替 件の引蔑をもって代理権は消滅します。

は不可とします。

・借主が法人の場合は本契約終了にあたり、借主は入居者を立ち退かせ本物件を明波すらのとし、明波し完了及び 精算終了まで本契約上の義務を負うものとします。

国土交通省のガイドラインでは敷金精算に当たっての原状回復を「借主の居住、使用により発生した建物価値の 減少のうち借主の故意・過失、善管注意義務違反、その他の通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を 徴旧する事」と定義しています。

本契約では逐寅時のクリーニング代を本穀約締結時に借主に負担頂き、それ以外の退去時における借主の負担は 「修繕負担に関する特約」記載のとおりとします。ペットに起因する所謂・損耗等はペットの飼育を許可する約 定であっても、復旧費用を借主に負担して頂きます。

・本契約においては、敷金の預かりはないものとし、契約終丁時、約款第9条及び第20条等の規定により債務が 生じる際には、借主はその債務を履行し費用実費にて負担するものとします

・ケープルTVのオブションチャンネラを視聴する際は、別途視聴料が必要となります。

・居室に付帯する設備機器の通電停止に伴う損傷等防止のため、賃貸借契約開始日(始期日)から終了日(解約日)までの間、借主又は入居者は電力供給業者と電力供給契約を継続し、居室に対する通電を維持するものとしま ・電力供給業者の實若しくは天災等自然災害により通電が停止された場合を除き、通電停止に停い損害が全じた場 合は、借主及び入居者が連帯して修理又は交換費用を負担するものとします。

₩ ۲ 즤

ш

以上の意要事項につき、頭書記載の宅建取引士から「取引士配」を提示の上、説明を受けました。 尚、 入居申込時の承諾の通り、借主が支払う仲介料として居室分 60,060円

24-05-28:14:56

前記仲介料表示観を、契約成立時に支払うことを承諾しました。

絈

珉

믒



居住用建物賃貸借契約書

584-515-56375-1229117

Š

上記当事者は記名押印の上、各々1通を保有するものとします。尚、丙に対する本契約書受謝は乙を通じておこなうものとし、乙は自らの責任において丙に本契約書1通を減すものとします。

ш

ac

바

契約締結日

67 굢 <u>66</u> 実印 連絡条TEL 動務先TEL 乙(賃借人)との関係 連絡先TEL1 建格先TEL2 連絡先TEL1 連絡先TEL2 实印 連絡先工EL 助務先TEL 動都先TEL 乙(責借人)との関係 動務先TEL 鄠 代表取締役 井閣 代表取締役 井陽 山下 裕司 山下 格凹 뎞 딦 됴 国士交通大臣(4)第7558号 東京精豊島区西治袋17年16-1 株式会社ハウスイトショップ 東京都島田区立東権47月26-9VORT第条町駅前16 株式会社パスズパショップ・観条町店 店長り 株式会社ハウスメイトショップ 原式書記 BI区江東福4丁目26-9 VORT編条町駅削1F 株式会社ハウスメイトショップ 錦糸町店 電路取1二 豊穣華号 東京都千代田区富士見1丁目6-1 现住所 動務化 動務化住所 国士交通大臣(4)第7558号 原共党商島島区西池投17月16-1 こ和テクノロジーズ株式会社 现住所 助務先 勤務先住所 (2)加7) 現住所動務先動務先生所 现住所 助務先 助務先住所 (アッガナ) 氏名 思名 吊 死 連帯保証人 (丙) 2 連帯保官人 (内) 實質人 代理人 **東**(2) (2) (2) < 4 € 變 뵆

宅地建物取引素法改正に伴い、宅地建物取引集者および宅地建物取引土の印を省略することがございます。 1/2

無初の枚下									
を存め	アュードハール板箱	/- 板橋							
所在地	〒 1730004	4							
	東京都板札	東京都板橋区板橋4丁目28-8	8-8ZE						
類		RC 语	陸屋根	股 屋板		Ħ			9 階級
賞室都分の表示 都屋番号	ĸ	4		408	邻				
6 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20		IDK							
貧密面積		30.24 m							
2. 賃貸借契約期間 自 2024 年	明 06 月	14 日 2	HH 1	2026 年	90 F	-11	13 日まで		
3. 資料·支払条件等 窓貨 窓貨 月額支払総額		居	78,000 P	医氏氏氏氏氏	約定支払期日 約定支払期日 据込の場合の 口座 口座名業人		前月 末日 振込 0008 三菱UFJ銀行 170 哲社線支店 普通 1965329 かがスパペートトーストチングチ	329 7 <i>570</i> 7.7	
4. その他の金銭の授受 数金	きの接受		E	1	₩	領			0
5、漢帝保証に関する表示 □ 遠帯保証人 □ 家實保証率業者等 事業者名	関する表示 模 (音等 春葉	漢類							Ш
6. 更新時に要する費用 更新料	する費用	**	新家貨の1ヶ月	J.					
7. 入居者の表示 氏 名	张 站	生年月日	性別	216	菧		動務先 又は 学校名	は 学校名	y) - 1
<u></u>		1 18	4	特面	聚	ın			
					-	1			
8. 管理受託会体式会社ハウスメ	ないですが	管理受託会社 会社・パクスイトバートナーズ 実務委託先 株式会社・パクスメイトマネジメント	祝	金化小	スメイトマネ	100	東京支店	TEL 03-59	03-5992-3620
9. 管理番号の表示 セミの第一	表示				S.			個数計	每
大の大	-71-4:				2			E SYNE	

24-05-28:14:56

ģ

2/2

10. 本約款に記載のある本契約上の変更事項及び記載のない特記事項 ・甲が自己のために甲代理人に与えた代理権の範囲は、①本契約の解結用押用の契約金等の授養であり、物件の引 该をもって代理権は消滅します。 ・乙が法人の場合は、現者和較の入居者とその家族一代限Dとし、入居者の入輩は不可とします。 ・乙が法人の場合は、現者和較の入居者とその家族一代限Dとし、入居者の入輩は不可とします。 ・乙が法人の場合は、政権和を行したしたり、乙は入居者を立ち込むせ本物件を明確すものとし、明確し完工及び構算 ・ 本契約にの未然を負わのとします。 ・ 本契約においては、象金の預かりなないものとし、契約終了時、約款第9条及び第20条等の規定により債務が 生じる際には、乙はその債務を履行し費用臭費にて負担するものとします。 ・ 居室に付等する設備機器の通電停止に伴う損傷等防止のため、賃貸借契約開始日(64期日)から終了日(44約日) ・ B室に付等する設備機器の通電停止に伴う損傷等防止のため、賃貸借契約開始日(64期日)から終了日(44約日) ・ B室に付等する設備機器の通電停止に得り損傷等防止のため、賃貸借契約開始日(54期日)から終了日(44約日)

電力供給業者の責託しくは天災等自然災害により通電が停止された場合を除き、通電停止に伴い損害が生じた場合は、乙及び入居者が連帯して修理又は交換費用を負担するものとします。

以下 余白

(89 + 08 98 E E O) 4Y±

24-05-28;14:56

賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明書

m	
щ	
#	

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例第2条の規定に基づき、以下のとおり説明します。 この内勢は国票ですがら十分理解して代され。 なお、この条例は、原状回復等に関する法律上の原則や判例により定着した考え方を、契約に先立って宅地建物取引 集者が借受け予定者に説明することを義務付けたのです。 盤 ...

ME	取引粮様	媒介·代理	代理			
免許審导	age aft	国	国土交通大臣(4)第7558号	免許番号		
免許年	免許年月日	20224	2022年08月20日	免許年月日		
またる	主たる事務所	米京	東京都豊島区西池袋1丁目16—1	主たる事務所		
極		株 大	株式会社ハウスメイトショップ	南号		
代裝者	mk	代表1	代表取締役 井岡 豊	代表者		
散級店	₩т	26-1	以京都强田区江東橋4丁目 26一9 VOKT錦糸町駅前1F	取扱店		
政令使用人	期人	锦糸町店	1.6	政令使用人		
		店長	山下 裕司 印			&
說明者	stm.			說明者		
移機	6 6	族	アュードシーン版権	#IZ	部屋番号 408	
长	所在地	型	〒173-0004 東京都板橋区板橋4丁目28-8	28-8		
314	#	忐	〒102-0071 東京都千代田区富士見1丁目6-1	T		
11 1	用"	ØĒ.	三和テクノロジーズ株式会社			
(B)()	所在地	君	〒171-0021 東京都塾島区西池袋1丁目22-8			
はのに先	事業所名	松	株式会社ハウスメイトパートナーズ 業務委託先 株式会社ハウスメイトマネジメント 東京支店	務委託先 株式会社ハウスメ	トマネジメント	以坑支店

A-1 退去時における住宅の損耗等の復旧について 1.費用負担の一般原則について

- (1)経年変化及び通常の使用による住宅の摘耗等の復用については、賃貸人の費用負担で行い、賃借人はその費用を負担しないとされています。
- (2)賃借人の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など賃借人の責めに帰すべき事由による住宅の損耗等があれば、賃借人は、その復旧費用を負担するとされています。
- 宮ダンしての称巻にしいて

賃貸人と質借人は、両者の合意により、基去時における住宅の損耗等の復旧について、上記1の一般原則とは 異なる特約を定めることができるとされています。

名地建物取引業法改正に伴い、宅地建物取引業者の印を省略することがございます。

当該契約における賃借人の負担内容について

本契約では、退室時の資金グリーニング代を本契約締結時に気情人にご負担(お支払い)頂きます。それ以外の退 室時における貨借人の負担は原則とおりです。すなわち、毎年変化及び通常の使用にごる住宅の債耗等の復日については、前部グリーニング代を除き、貸借人はその費用を貸担しませんが、貸借人の政告・過失や通常の使用方法・に戻する候用など、貸借人の対象に耐すべき事事にごる抗耗等があれば、資借人はその復日股用を負担することなります。尚、ベットに超過する得損や損耗等が、かいの責任をがあれば、資借人はその復日股用を負担することなります。尚、ベットに超過する得損や損耗等は、ベットの適信を許可する約定であっても、所謂通常の使用とは異なる扱いとし、彼日股用を貸借人に負担して頂きます。

B-1 住宅の使用及び収益に必要な体緒について 1.費用負担の一般原則について

- (1)住宅の使用及び収益に必要な修繕については、賃貸人の費用負担で行うとされています。
- (2) 入居期間中・賃借人の故窓・過失や通常の使用方法に反する使用など賃借人の責めに帰すべき事由により、 移籍の必要が生じた場合は、賃借人がその費用を負担するとされています。
- 2. 例がとしての特約について

上記1の一般原則にかかわらず、夏貸人と質借人の合意により、入居期間中の小規模な俸禄については、夏貸人の俸務義務を免除するとともに、賃借人が自らの費用負担で行うことができる旨の特約を定めることができるとされています。 <参考>入居中の小規模な俸捲としては、電球・蛍光灯、給水・排水柱(パッキン)の取換え等が考えられます。

B-2 当該契約における賃借人の負担内容について

別紙「(別税) 軽縮負担に関する締約」に掲げられた事項に対する修御とその費用は質価人が負担するものとします。以上の取り決め以外については原則とおりです。 才なわち、住宅の使用及び収益に必要な修御については、賃貸人の費用負担で行いますが、賃借人の故意・適失や使用方法に反する使用など、賃借人の資めに帰すべき事由により修締の必要が生じた場合は、賃借人がその費用を負担することになります。

資借人の入居期間中の設備等の修繕及び維持管理等に関する連絡先となる者について 共用部分及び占有部分などの設備等の修繕及び推持管理など o

1		通格先 03-3590-0435
듄	〒170-0013 東京都県島区東治徽3丁目23-5 Daiwa中当徽アケ5F	欲にからで

以上のとおり、悦明を受け、本書面を受領しました。		#	Œ	<u> </u>
	借愛け予定者 住所			1
	免			댭

#

ארעגפון 🐷

HM 居住用契約約束 模式1 2021.1. No. 6

(ME AH)

- 第1条 1. 表記「賃貸人」を用とし、表記「賃借人」をごとして以下の条項を確認の土、本件居住用権物賃貸借契約(以下、「本契約」といいます。) を締結しました。
- 2. 甲は、乙に対し、表記「物件表示」記載の物件(以下、「本物件」といいます。)を実実しては、本物件を指り受けました。

(契約期間及び更新)

- 第2条 1. 本契約の契約期間は、表記「管管情契約期間」のとおりとします。但し、甲及び乙は協働の上、本契約を更新することができます。
- 2.本契約を終了させる旨者しくは本契約の条件を表更する旨を、第16条に定める期間近に各々相手方に通知しなかったときは、本契約は同一条件をもってさらに2年間、自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。
- 3. 乙は、甲に対し、前第1項及び祭2項による更新に際し、表記「更新時に要する費用」に定める所定の更新料を支払うものとします。
- 4. 乙は、甲に対し、本契約がやむを得ず法定更新された場合、その更新時及び更新後2年ごとに、前項の更新料を支払うものとします。

使用目的)

第3条 乙は、本物件を表記「入居者の表示」記載の入居者の住居用を目的として使用し、営業等他の目的に使用してはなりません。

(家質及び共益費等)

- 第4条 1. 乙は、甲に対し、家賃及び共益要等を、委配「賃料・支払条件等」の定めに従って支払わなければなりません。 なお、振込又は口座振者の手数科等は、この負担とします。
- 2. 乙は、甲に対し、本物件の共用部分及び共用施設の維持管理に充てるため、表配「資料・支払条件等」記載の共益費を支払うものとします。
- 3. 本契約を月の途中で締結したとき又は本契約が月の途中で終了する場合、家賃・共益費 (以下、「賃料」といいます。) はその月の実日数による日割計算にて精算します。

(健性の役所

- 第5条 1. 第2条における更新の際、甲並UKCIは協議の上、資料の改成をすることができるものとします。
- 2. 本質結婚間中であっても、経済事情の変數、公组公職、管理費、その他食担金の婚礼、近隣住宅等の資料の変動あるいは毎合の改正等に基づく結事情により、質弊が不相当となった場合、甲及び乙は、協議の上、質料の改定をすることができるものとします。
- 3. 乙は、乙が甲に支払う金銭の内、消費税等の課税対象となるものについて本契約規則中に税 率が改正された場合、改正後の税率を適用した金額を支払うものとします。

- 第6条 1、乙は、資料その他甲に対する債務の履行を怠ったときは、それにより甲に生じた損害(弁膜士費用その他の所数費用を含む。)を付加して支払わねばなりません。
- 2. 乙が資料その他甲に対する債務の支払を忠った場合の遅延損害金の利率は、年利(365日あたり)14.6%とします。

子 (全

第7条 乙は、甲に対し、本契約締結時に、安配「その他の金銭の授受」に定める礼金を、支払わなければなりません。なお、乙は如何なる場合でも、甲に対し礼金の返還を求めることはできません。

1

- 第8条 1. 乙は、資料その他本契約から生じる一切の資務の担保として、表記「その他の金銭の接受」に近める敷金を、本契約締結時に描入れます。敷金には知恵を付しません。
- 2. 乙は、敷金をもって資料その他の資務と相殺する旨を申出ることはできません。
- 3. 乙は、敷金の返還請求権を第三者に額渡し、又は担保に供することはできません。
- 4.本物件の明後があった場合、甲は、乙に対し、甲が明確の完了を確認した日から1ヶ月以内に敷金を返還しなければなりません。但し、返還されるべき敷金の類は、資料・原状回復費用等の未払分、前項に進反して敷金の返還請求権が第三者に顕微された場合に、甲の判断で供託したときの当該供託申続きに要した弁護士費用等その他本契約に基づき乙が負担すべき債務等を契除した規類とします。
- 5. 前項の返還に要する費用は、乙が負担するものとします。
- 6. 甲は、乙に対し、第4項の規定により敷金から控除された金額のある場合、募算者により明細を明示します。
- 7. 乙は、甲に対し、家賃が増額された場合、増額分に見合う敷金の追加分を甲に差入れなければなりません。

(修繕患務とその費用負担等)

- 第9条 I. 本物件の使用による汚損、破損、故障等の接着に係る乙の費用負担及び乙の接觸義務については、別に定める「接着負担に関する特約」によるものとします。
- 2. 乙は、本契約に従い乙が修繕業務を負う本物件の汚損、吸損、故障等(卵項に従い乙が修繕業務を負う汚損、破損、故障等も含む)を生じさせた場合は、7日以内に甲に届出て甲の指示に基づいて修繕をしなければなりません。この届出を怠り、又は遅延したことによって、本物件及び建物等に損害を及ぼしたときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償しなければなりません。
- 3、前項にかかわらず、乙が修繕業務を負う行根、液類、故障等が、本物件及び進物等に損害が生じるおそれのない整徴なものである場合は、甲の承諾により第20条の明彼時の修繕と併せて行うことができます。
- 4.本物件に生じた汚損、欲損、故障等が中怠額修繕又は大規額修繕(量の表替え、障子・熱の額替え、電球・蛍光灯の取替え、給水・排水栓の交換その他にれらに準する小規模な接続以外のものをいう。以下、同様とします。」を要するものである場合(本契約及び「接締負担に関する物制」により乙が修繕義務を負う場合を含みます。)、次の各号に従い甲が修繕を行うものとします。なお、本項が適用される場合であっても、乙は「接絡負担に関する物約」に定められた係権義務を免れるものではなく、負担すべき費用について甲の請求に従って支払わなければなりません。

②乙は、直ちに表記「管理受配会社」又は表記「管理受配会社」が指定する者(以下、「管理会社等」といいます。)に対し、当該汚損、敬損、故障等の内容及び修繕が必要となった旨を通知するものとします。

②管理会社等及び乙は、前号の通知があった場合、本物件に生じた汚滅、痰想、故障等の内容を原則両者立会いの下、確認するものとします。

②管理会社等及び乙は、前号の機関の後、存繕の必要在の有無、存繕が必要な範囲及び修繕内容につき、この修繕機影が生じるものについて双方協議の上、甲がこれらにつき決定するものとします。

⑥甲は、前号の決定に従い、甲の定める方法(接籍を実際に行う者の適定も含みます)により 本物件に生じた汚損、敬損、故障等の中規模修構及び大規模修績を行うものとします。

- 5. 前項にかかわらず、修繕を要する急迫の事情がある場合、乙は、必要最小限の範囲での修繕を行うことができるものとします。この場合、乙は、遅くとも当該修繕の終了後直ちに前項第1号の適知を行うものとし、必要最小限の範囲を超える修繕については、前項に従い甲が行うものとします。
- 6、前第4項にかかわらず、本物件が老朽化等により随替えを戻すると甲が判断した場合その他の正当な種由がある場合、甲は、本物件の推繕を拒否又は連替えを前拠とした必要吸小吸の範囲に超めることができるものとし、乙は異議を近べません。
- 7. 乙が、前第4項に反して本物件に生じた汚損、破損、故障等につき中規模を構又は大規模を得 を行おうとする場合、甲は直ちに当該修繕を取りやめるよう乙に請求することができるものとし、 乙は、当該請求に応じて直ちに当該修繕を取り止めるものとします。
- 8. 乙が、即項に反して本物中に生じた汚損、欲援、故障等につき中規模修御又以大規模修績を行った場合、甲は、凸に対する修繕費用の質認べの他一切の費用の負担は行わないものとします。

施河の対対

第10条 本物件の電気、ガス、上下水道、電話等の使用料金及び町会業等は、全額乙の負担とし、乙は、本物件明護時には、それらの全てを精算してから過去しなければなりません。

(中への通知・届出事項)

- 第11条 1. 乙は、姓名、葡萄番号、勤務先の住所・葡萄番号、出生等、入居時に届出た事項に変更があったときは、迷やかに書面で甲に通知しなければなりません。
- 2. 本物件を1ヶ月以上の長期にわたり不在とするときは、予め甲に審面により届出をしなければなりません。

(善管性意義務)

第12条 乙は、本現約書及び使用規則等の定めに従い、善良な管理者の注意をもって本物件を使用しなければなりません。

(1)・超頭争込(

- 第13条 1. 乙は、本物件の金額又は一部にらいた、賃借権の額級・原資又は使用賃借券(民治等の指案行場を合む)により第三者に使用させてはなりません。
- 2. 乙は、本物件の使用に際し、以下に掲げる行為をしてはなりません。 ①鉄砲、刀剣隊、爆発性・死火性を有する危険な物品、有着物質等の製造又は保管。 ②覚感剤、床薬、危険ドラッグ等、興奮、幻覚、胸酔等の作用を人の精神に及ぼすおそれがある物の製造、販剤、使用、所格。

②連治者し、は公耳良俗に反する物態・反死活動者しくは振り込む野状等の特殊性状を行い、 またはその拠点とすること。

④排水管を据食させ、又は詰まらせる恐れのある物質を流すこと。

⑤大音量、高音を発してのテレビ・ラジオ・ステレオの操作、楽器演奏等

◎猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育又に一時的持込み。

②騒音、悪臭の発生その他環境、公衆衛生を害する行為。

②機、錠の改変又は追加等により本物件の管理業務に支障を及ぼす行為

⑨その他公序良俗に反する行為。本物件に損害を与える行為。

@石油ストープの持込み及び使用。

3. 乙は、甲の書面による承諾を得ないた、以下に掲げる行為をしてはなりません。

①本物件の必察、改案、改造又は室内の発理、登替え、工作を伴う模模替え、本物件数地内における工作物の設置等を行うこと。

②階段、威下等の共用部分に物品類を置くこと。

②教院「入屋者の数序」記載以外の入居者の迫知(出生を除へ)。

④階段、脚下等の共用部分及びドア、ベラング等に叠板、ボスター類の広告的を指示又は標序すること。

⑤大、描等の小動物の飼育又は一時的特込み(近隣に迷惑を及ぼす恐れのない順賞用の小鳥 無等を除く)。

⑥大型の金庫、ピアノその他重量物を搬入し、又は備え付けること。

4. 乙は、以下の事項を遵守しなければなりません。

○相定の保管場所以外に駐車、駐輪しないこと(乙への来防者を含む)。

②自治会又は町内会に入り、地区活動等への協力に努めること。

②共用部分の美化に心がけ、又ゴミ搬出等についての地域が一ルを守ること。

XXIVE CUENCY

第14条 1. 乙が以下の各号の何れかに該当したとをは、甲は通知協告の上、本契約を解除することができます。

①乙が賃料、その他契約上の債務の支払を1ヶ月以上怠ったとき。

②本契約書第11条第2項に定める甲への通知を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となったとき。

②本契約書第3条の使用目的、第12条の筆管注意義務、第13条の禁止・削限事項及U別に定める使用規則に違反したとき。

④前項の他、本契約に定める各条項に違反したとき。

2. 乙が以下の名字の向れがに繋当したとまは、甲は何等の通知偏者を戻することなく、直ちに本契約を解除することができます。

①乙が前項に記載した本契約上の債務の支払を怠り、遅延が3ヶ月以上となったとき。

②入居申込春及び本契約書への成偽記載その他不正な方法により入居した事が弱覚したとき。
②乙が渋人の場合において、不練り、銀行取引停止、差押、強衡執行若しくは保全処分の申立を受けたとき、破差年続開始申立、会社更生手続開始申立、民事再生手続開始申立もしくはこれらと同種の法的手帳の申立があったとき。

②乙又は入居者において暴力行為、幸迫、恐惑、器物損機、連捕監禁、囚器準備集合、賠償、ノミ行為、光療、緊物使用、刀負債・華族不治所将等犯罪行為があった場合、又他の入居者、近隣住民に対して具怖を感じさせる行為を行ったとき。

⑤共同生活の秩序を乱す重大な行為があったとき。又、こにおいて本契約を継続しがたい重

大事由等により信頼関係が被綻したと、甲が認めたとき。

(反社会的勢力の排除)

- 第15条 1. 甲および乙は、自ち又はその役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標 格ゴロ、特殊知铝豪力集団者しへはこれらに筆じる者又はその構成員(以下、総称して「反 と関係ないし関係の事実がないことを名を輸売します。 を結結するものではないこと、反社会的勢力を利用しないこと、及び自己が反社会的勢力 社会的勢力」といいます。)ではないこと、反社会的勢力に自己の名義を利用させて本契約
- 2、甲又は乙が前項の誓約に反していることが判明した場合又は反することになった場合、 **若しくは乙が以下の各号に該当することが判明した場合、相手方は無条件無償告で本契約** を解除することができます。
- ①本物件内や共用部分等に反社会的勢力の関係を感知させる名札、名称、看板、代紋、提 灯筝を掲示したとき。
- ②本物件に反社会的勢力を居住させたとき、又は、本物件内及び共用部分に反復継続して 反社会的勢力の関係者の出入りをさせたとき。
- ③本物件を反社会的勢力の事務所としての使用に供したとき
- ④本物件の全事または一部を、反社会的勢力若しくは同勢力の関係者に転貸したとき。 ⑤本物件における賃借権の全部または一部を、反社会的勢力若しくは同勢力の関係者に顧
- ⑤本物件又は本物件の周辺において、着しく粗野若しくは乱暴な貢動を行い、又は威勢を 示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせたとき。
- 3. 前項の規程は、本契約書の他の条項に優先して適用されます。

(解約の申入れ)

- 第16条 1. 甲が、乙に対し、解約の申入れをした後、6ヶ月の極過をもって本契約は終了致します。 但し、乙が当該期間内に迅強したとをには、その時点において本契約は終了するものとしま
- 2. 乙は、退室の1ヶ月前迄に解約の申入れをしなければなりません。なお、乙は契約期間満 了日に退室する場合においても、1ヶ月前までに更新をしない旨の申入れをしなければなり
- 3. 前項における解約の申入れは、原則として取り消すことはできません。
- 4. 乙の解約予告又は更新をしない旨の申入れから明彼日まで1ヶ月に満たない場合、乙は、 甲に対し、解約予告日又は更新をしない旨の申入れの日から1ヶ月分の資料相当額の支払議
- 5. 乙は、本物件の困談をもって賃借権を放棄するものとし、賃料相当額の支払機務期間中で あっても、甲が次の八居者と契約締結し、居住させることを妨げないものとし、甲は、乙に 対し、質料相当額の返還義務を負いません。

(明族の道廷)

- 第17条 1. 乙は、甲に対し、明波朔日を遅延した場合(朔間の横丁、解除、解約又は解約予告による 終了郑日において明读が完了していない場合)、遅延した日から明读完了日まで、1日につき 「資料・支払条件等」に定める月額支払総額の日割額に相当する金額を支払わなければなり
- 2. 乙は、明漢が遅延したときは、遅延した日から明漢完丁日まで、1日につき前項に定める

金額と同額を違約損害金として前項に付加して甲に対し支払わねばなりません

(契約の指数等)

- 第18条 1.本契約は、天災、地変、土地収用その他甲の責に帰さない事由により、本物件の全部が使 用及び収益をすることができなくなった場合、当然に終了するものとします。
- 2、本物件の一部が使用及び収益をすることができなくなったときは、乙は、直ちにその旨を 務の準備に更した実日数は、資料減額日数より免責されるものとします。 **想及で精算方法につき、協議のうえ定めるものとします。但し、修繕にかかる代替設備や集** 甲に通知するものとし、甲及び乙は、当該使用及び収益をすることができない期間の質料の
- 3. 前項の定めにかかわらず、乙が前項の通知を怠った場合、乙は、当該通知がなされるまで の説面については資料の複数を繋火たもないものとします。

(立退料・移転費用等の請求禁止)

第19条 乙は、甲に対し、賃貸借契約の終了又は解除により乙が本物件を明漢す場合、理由の如何に関 わらず立近科、移転科その他名目の如何を関わず、一切の金貫を請求できません。

- 第20条 1、乙は、本契約が終了する場合、甲に対し、当該終了日までに貸室内、又は建物内の動産類 おける乙の義務としての原状回復の範囲は、別に定める「修繕負担に関する特約」によるも の撤去並びに入居者等を退去させた上で、明渡さなければなりません。なお、本物件明接に
- 2. 乙ぱ、前項の明读をする場合、甲に対し、明读日を事前に通知しなければなりません。
- 3. 乙の義務である原状回復工事は、原則として甲の指定する業者に依頼して行うものとしま
- 4. 乙ぱ、甲の承酯を得て行った造作等であっても原状に復する義務を負い、同造作物等を甲 に対して買取り請求することができません。但し、原状回復につき甲がこれを希望しない場 合、本項本文に定める造作等の収去並びに原状に復する義務については免責するものとしま
- 5、本契約終了後、乙が本物件を明護した後に、資室内、又は建物内に残置物がある場合、乙 要した費用を乙に請求することに異議を述べません。 は、同我置物の所有権を放棄するものとし、甲が当該线置物を任意にこれを処分し、これに

(物件への立入り)

- 第21条 1、甲は、水物件の防火、保全その他木物件の簡単上必要がおろとさは、予め口の承諾を得て 本物件内に立入ることができます。この場合、乙は、正当な理由なく甲の立入りを拒否する
- 2. 本契約が終了を予定している場合、本契約の終了前に、本物件を貸借しようとする者又は を得て本物件内に立入ることができます。 本物件を譲り受けようとする者が内見をするときは、甲又は内見をする者は、予め乙の承諾
- 3、甲は、防災、防犯、救機その他緊急を要する場合は、予め乙の承路を得ることなく本物件 内に立入ることができます。この場合、甲は、乙に対し、後日その旨を通知します。

(連帯保証)

- 第22条 1. 表記連帯保証人(以下「丙」といいます。)は、こと連帯して、合意更新・法定更新にかかわらず、 本契約が存続する限り、表記「連帯保証に関する表示」記載の極度額の範囲で、本契約から生じる 乙の一辺の債券を負担します。
- 2. 丙は、本契約(更新された場合の契約を含みます)が終了し本物件が完全に明波され、かつ乙の 債務が完済されるまで、連帯保証の責を免れることはできません。
- 3、 丙の本契約縮結時の住所・電話番号・職業等に変更があったときは、速やかに甲に通知しなけれ
- 4. 甲が丙を不適格と認めた場合、乙は、速やかに甲の承諾を得て連帯県証人を追加又は変更しなけれ
- 5. 乙又は丙は、丙が死亡・後見開始・保佐開始・補助開始・無変力又は所在不明の事由により連帯保証の 連やかに甲の承賠を得て連帯保証人を追加又は変更しなければなりません。 丙の資力に重大な廃棄が生じた場合、その旨を直ちに甲に通知しなければなりません。この場合、乙は、 仮差甲、仮処分、強制勢行、担保権の実行、潜熱処分、破癌手続開始、民事再生手続開始の決定、その他 責を果たし得ない状況になった場合、並びに、丙に対して支払停止、弔形・小切平の不護事故、差解、
- 6、内の内、いずれかの者に対する債務の履行の数状がなされた場合、当該履行の類状の効力は、乙に 対しても及ぶものとします。
- 7. 乙が法人の場合、乙は、丙(個人の場合に限る)に対し、次の各号に関する情報を提供したことを 表明及び保証し、丙は、乙から当該情報の提供を受けたことを表明及び保証するものとします。なお、 乙及び丙は、本項に定める表明及び保証に反し、甲に損害を与えた場合は、損害を賠償するものとします。 ① この財産及び収支の状況。
- 乙が本契約に基ムへ甲に対する債務以外に負担してこる債務の有無並びにその額及び履行状況
- 乙が、本契約に基づく甲に対する資務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものが ある場合、その旨及びその内容。
- 8. 乙は、甲が丙からの陳求を受けたときは、丙(当族請求をした砦に限る)に対し、乙が甲に対して 負担する債務の元本及び当販債務に関する利息、違約金、損害賠債その他当該債務に役たる全てのもの を信集することに回象するものとします。 についての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁弦期が到来しているものの類に関する情報

(乙から画格保証人への僚任)

- 第23条 1. 乙は、丙に対し本条第3項に該当した場合に限り、本条第2項に定める行為をなす権限 2. ①甲の申出に応じ本契約を合意解約する権限。なお、汚から本契約の解約を求めること 対して、不服の卓立て又は損害賠償その他の請求をすることはできません。 を予め委任します。乙は、丙が委任された権限を行使したことにつき、丙、甲又は関係者に
- はできません。
- 3. ①乙が家賃等の支払を3ヶ月以上応り、又は底々遅延を繰り返し、甲の催促による文書 ②解除、規間満了等による本契約の終了に伴う本物件の用弦に関する一切の権限。
- ②乙が甲への届出をせずに、所在不明のまま2ヶ月以上を経過したとき。 等の通知を受取らない場合。
- 乙は、本契約の存続する限り、第1項の委任を解約することはできません。

③乙が死亡又は破産その他の事由により、本契約の履行が困難な状况に陥ったとき。

第24条 甲は、本物件の管理を表記「管理受託会社」記載の管理受託者に委託し、管理受託者は、甲に 代わって、又は、甲と協力の上、本物件を管理することができるものとします。

第25条 本契約上において発信する通知は、乙・丙が本契約上又は書面により甲に届出た住所地指に為 すことをもって足り、乙・丙の不在等の事由により通知が到達しなかった場合には、本件通知の 到達すべかりし時期に到達したものとみなします。

(合意管轄裁判所)

第26条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、本物件所 在地の属する都道府原庁の本庁を管轄する裁判所をもって第 1 春の専属的合意管轄裁判所とする ものとします。

(終財保験等の加入)

- 第27条 1. 乙は、入居に際して、甲若しくは管理受託会社指定の家財(火災) 保険等(以下「保険」 といいます)に加入するものとします。
- 2. 乙が、既に前項で指定した保険または同等の保険へ加入茶の場合は、契約時にその保険の 匠者の写しを甲若しくは管理受託会社に提出するものとします。
- 3. 本契約期間中に、前第1項又は第2項による保険が補期となる場合、乙は、引き続き、 保険の更新をしなければなりません。

(家賃保証事業者等との家賃サービス契約の締結による物約)

- 第28条 乙が、甲又は管理受託会社指定の家賃保証事集者等(以下、「事業者」といいます。)との間に おいて、本契約上の債務の支払につき所定の契約(以下、「家賃サービス契約」といいます。) を締結した場合、本契約につき以下の特約が適用されます。
- 1. 教養サービス契約において指定する債務の種類については、同契約の定める条件によった 中又は管理受配会社への支払がなされます。
- 2. 甲叉は管理受託会社は、乙が家賃サービス契約を利用して前項の債務の支払をすることを 3. 乙は、本契約を更新する際、継続して同一の家賃保証事業者等を利用することを、承諾す の債務不履行)として取り扱われ、本契約第14条第2項①が適用されることを承結します。 認めます。この場合、乙は、事業者に対する家賃サービス契約上の債務の支払を怠った ときは、本契約において甲若しくは管理受託会社から乙が貨料支払を怠ったもの(本契約上
- 4、乙は、賃貸人たる甲又は管理受託会社の変更等理由の如何を問わず、当該システムによる
- 支払ができなくなった場合、直ちに連帯保証人を付きなければならないものとします。この 場合、乙が連帯保証人を付さないときは、甲又は管理受託会社は本契約を解除することがで

第29条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項および各条項の解釈について疑義が生じた場合は、法令 並びに慣行に従い試制をもった范蠡し解釈します。

(別掲) 修繕負担に関する特約 2019.12 No.1

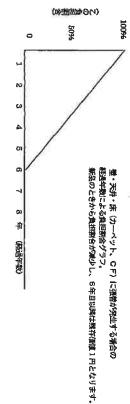
-10
ニトの光元後失
ガラス部及び付属金属類の破損紛失
- 1
- 1
0.0

- -入居期間中の本表記載の修繕については、程年変化・自然機耗(通常機耗)に該当する場合を除き、原則乙が費用を負担 但し、電球・蛍光灯の取替え、給水・排水栓の交換等の小規模な修繕については、上記に関わらず乙の費用負担とします。 するものとします。
- 退去時における原状回復の際は、下記5に定める特別な項目以外は、通常の使用による経年変化・自然損耗(通常損耗)
- に該当するものについて乙に答結義務はありません。
- 入居期間中と退去時とを問わず、乙が故意・過失(善管注意解務違反)によって汚損、破損等を生じさせだ場合には、乙 が修繕機務を負うものとします。
- 左記の表において「線グラフ参照」と記載された箇所における修繕につき、修繕の原因がこの故意・過失によるものか、 通常損耗によるものか明白でない場合には、下記のグラフに基づき申・乙協議をもって負担割合を取り決めるものとしま

4

ω

Ņ



- 以下に定める事項は乙の負担と致します。
- (1)次に掲げる汚損・吸損等は、通常損耗ではないものの例として、乙が修結構務を負担します。 ◎軽量点、質に、 キジ穴 ①通常のクリーニングで除去不能なタバコのヤニや海密によるクロス等の変色

③とが結構を放置したことによって生じたクロスのカビ

- ④通常のクリーエングな際式不能な複句層の油形れ
- (3) クロス等の張曽は面単位、床材は部屋単位(部分補格が可能な素材については素材の一枚単位)となります。

(2) 照明器具に付いている電味、蛍光灯、グローランプ等は、寿命がきましたらこの負担で交換して下さい。

- (5) ①甲に無所で乙がベットを飼育していた場合は、約定進反及び善管注意機務進反として、同飼育によって生じた、当該賞
- (4) 景・美の交換は別に伝めのない場合一枚単位となります。
- この負担とさせていただきます。 ②甲が承諾した場合でも、ベット臭を含め、ベットに起因する汚損、破損等については、通常機能を考慮することなく、 **強の消集・脱臭、及び、床・クロス・柱・抹水設備その他のリフォーム費用を負担していただきます。**
- (6) 貧蜜の美装(室内クリーニング)については入居期間を問わず、こが負担した費用をもって返室時に実施します。

Zは、特別な負担としての前版「修繕負担に関する特約」について、本日説明を受け十分に理解し、その義務を履行する事を 承諾致しました。

	ш
製約者	
1	
亚	

ጡ

Ж

No. 584-515-56375-1229117-20240528

き 少 章

2	PH	~3~	1 	発行日:	2024
1		横。	/然行去\		

ご契約物件名 デュードミール板橋

No. 408

下記の通りご請求申し上げます。

〈振込先〉 0005 三菱UFJ銀行 867 みかづき支店 普通 4509206

名業人名 カ)ハウスメイトショツブ

※上記振込先まで 2024年06月10日 までにお振込下さい。 ※振込手数料はお客様のご負担にてお願い致します。

年 05 月 28 日

株式会社ハウスメイトショップ 錦糸町店 7 1300022 東京都墨田区江東橋4丁目26-9 VORT蟾糸町駅前1F

TEL 03-5669-7123

担当者: 坂口 達哉

即

268,060 ご請求金額¥

居室 契約開始日: 2024年	06月14日		
	7	(4)	
日割家賃	(6月分:17日分/30日)	44,200	
家賃	(7月分)	78,000	
クリーニング費用		58,300	(税込)
仲介料		60,060	(税込)
鍵代		27,500	(税込)
		GH L	
	1		
		340-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10	
	er e	268,060	<u> </u>
pis 12	•	0 1	
<u>M</u>	•	268,060	

※弊社にて入金確認が取れない場合は鍵をお渡し出来ませんので、余裕をもってお振込いただけますようお願い致します。 ※契約後、家賃は契約書記載の口座にお振込み下さい。 家賃等の誤入金があった場合は、お振込金額より所定の振込手数料を差し引いた金額をご返金致します。

No. 584-515-56375-1229117-20240528

適格請求書発行事業者登録番号等のお知らせ

発行日: 2024 年 05 月 28 日

〈発行者〉 株式会社ハウスメイトショップ 錦糸町店 〒 1300022 東京都墨田区江東橋4丁目26−9 VORT錦糸町駅前1F TEL 03-5669-7123

下記、【ご契約内容】の賃貸借契約における毎月請求額(固定額)についての適格請求書発行事業者登録番号等をお知らせいたします。

【二契約内容】

のは名。デ	ュードミール	板橋						写 <u>字</u> 区画	408
水原	京都板橋区	板橋47	目28-	-8				112	
买的者们 -					兴兴	1者20			
劉契約期間 置	2024 年	06 月	14日	~	2026 年	06 月	13 日		

約定項目	金額	税率	税区分
家賃	78,000		非課税
非課税 小計(円)	78,000		
課税 8% 税込小計(円)	0	税額	
課税10% 税込小計(円)	0	税額	

No. 584-515-56375-1229117-20240528

適格請求書発行事業者登録番号等のお知らせ

発行日: 2024 年 05 月 28 日

〈発行者〉 株式会社ハウスメイトショップ 錦糸町店 〒 1300022 東京都墨田区江東橋4丁目26-9 VORT錦糸町駅前1F TEL 03-5669-7123

下記、【ご請求内容】に関する適格請求書発行事業者登録番号等をお知らせいたします。

【ご請求内容】

物件名。デュードミ		- Is	契約者2毫	拉区画数	_
学的者记述 N					
契約開始 国 2024	年 06月 14日				
4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.					u-
建工程的基础					
	科目名		金額	税率	税区分
日割家賃	(6月分:17日	分/30日)	44,200		非課税
家賃	(7月分)	SE PERSONAL TO PARTY.	78,000		非課税
200	非課税	小計(円)	122,200		
		小計(円)	0	税額	-
		小計(円)	0	税額	9
	株式会社ハウスメ T8013301010007	11//-17			
	科目名		金額	税率	税区分
クリーニング費用			58,300	10%	課税
鍵代			27,500	10%	課税
	非課税	小計(円)	0		12010
		小計(円)	0	税額	
	課税10% 税込	小計(円)	85,800	税額	7,80
	※ 株式会社ハウスメ	イトショップ			
多一些缺 番号	T4013301007915		A #AT	124.45	 税区分
	科目名		金額	税率	
仲介料			60,060	10%	課税
	非課税	小計(円)	0		
		小計(円)	0	税額	
	課税10% 税込	小計(円)	60,060	税額	5,46